

## 【別紙2】消費税率引上げ分の活用について

総務部財政課

### 【基本的な考え方】

- ・ 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分(平成27年度見込額1,118,000千円)については、その額を社会保障経費の増額分に充当する。
- ・ 具体的には、「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障経費の増」に充当したうえ、残額を社会保障の安定化分として、急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費等に充当する。

平成27年度充当事業

(千円)

事項及び事業内容	H27予算額 (一般財源分)
<b>社会保障の充実</b>	
特定教育・保育施設支援事業 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた幼稚園、保育所及び認定こども園に対し、施設型給付費等を助成するもの。	150,787
特定地域型保育支援事業 小規模保育事業・家庭的保育事業を行う事業者に対し、地域型保育給付費を助成する。	37,956
特別保育事業 子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業に対し、子ども・子育て支援交付金に基づき助成するもの。	2,280
子ども会館・子どもの家管理運営事業 子どもの家の支援員の複数配置及び資質向上を図るための経費に充当する。	22,074
障害者グループホーム等家賃助成事業 グループホーム入居者に対して家賃を助成するもの。(平成26年度から)	12,000
国民健康保険事業保険基盤安定負担金繰出金 保険料の軽減相当額を一般会計が負担し、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもの。保険料軽減措置の拡大に伴い、増額する。(平成26年度から)	19,263
予防接種事業 従来の子オ、BCG、日本脳炎等の予防接種に加え、水痘、高齢者肺炎球菌の予防接種等を追加実施する。(平成26年度から)	55,428
小計	299,788
<b>消費税率引上げに伴う社会保障経費の増</b>	
後期高齢者支援金 消費税率引上げに伴う診療報酬の改定による75歳以上の医療費の増額分を、後期高齢者支援金として一般会計が負担し、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもの。	207,389
<b>社会保障の安定化分</b>	
医療費、高齢者福祉等の介護・医療・児童関係費等に充当する。	610,823
合計	1,118,000